という「式の筥」である。節会の執り行なわれる間、

式書の記述の中に、確実に生き続けた。その象徴ともいえるのが、

南殿の御帳の内、天皇の座右に置かれる

うか。

『建武年中行事』雑考 (二)

元日の節会――その二

いてのこうした定義付けは、後世に至っても、『西宮記』以下の儀ある。天皇は、律令国家の長としてこれを主催する。元日節会につ元日節会は、元来、雑令に定められた節日の規定に基づく儀式で〇中世の節会

すことで、 紀始めの令制儀式を今に再現するものである、と。 のままにあるということを、 姿は、『内裏式』の次第を規範としたものであり、 .をいうのではない。むしろ、 儀式書にとって「式の筥」とは、 儀式書における「式の筥」 「式の筥」が語るのは、 次第の細部に昔とは違いのあることを断わっている。だ こういうことだ。 保証する役割を担っていたのではない 撰者たちは、 の存在は、 令制儀式としての節会が古代そ 撰者の目論見を超えたと しばしば「近例」を示 ここに展開する節会 撰者の意図の如 それは、 九世

佐 藤 厚 子

を維持し続けたのである。によって、節会の本来の出自を確認し、律令国家の儀式という建前ころで、自ずから、特別な意味を帯びる。後世の儀式書は、「式の筥」

にこそ、「式の筥」による出自の保証が必要とされたのではなかろら変化しつつある時、或いは、全く異質なものへと変化を遂げた後かった、ということを示すのみである。儀式の性格が古代のそれかのではなく、節会についての叙述が「式の筥」なしでは成り立たなしかしながら、その事実は、必ずしも節会の性格の不変をいうも

化した次第に新たな意味を付与していた。 は、 次第としての「諸司の奏」そのものはなくならない。 となっていることの表れである。 う古代的な天皇の像が、 奏・腹赤奏の簡略化は、豊葦原中国の支配者たる太陽神の子孫とい く。 に簡略化し節会の中核から排除されることを挙げた。暦奏・氷様 元日節会は、 前項では、そうした変化の表れの一として、「諸司の奏」が徐々 「諸司の奏」を内弁作法の一 十世紀前後を境として、 国家儀式の中で、 環として記し留めることで、形骸 しかし、 内実を大きく転換させて 古代の意味を失っても、 もはや意味をもたぬもの 『建武年中行事』 『建武年中行事』

として記された次第の中に、 て、 に手探りの作業を重ねてみようと思う。 の節会次第を辿りつつ、 と浮かび上がってくる。 節会の次第とは、 さまざまな作法の連なりである。 こうした叙述の背後に何があるのか、 ここでは、 古代とは異なる国家儀式の姿が、 前項に続いて『建武年中行事』 作法の連鎖 さら 自ず

が 天皇が 南殿の御帳に着座すると、 まず、 内 弁による 訓 座 0) 儀

b

b 近衛の陣たつ。 てねりはじむ。 弁、 あるなり。 むきにて謝座 軒廊よりいでて 始を略し、 内弁に家礼の人は退く。西むきにて一揖、 左近の陣の南のほとりに進みたつ。内弁す、み、 或は皆揖も拝もいぬゐむき、 [二拝なり]、又一揖して帰り入る [或は西向 後を略す。説々なり。……] 位は一間、 |位は二間]、 或は揖を略する事 砌に なぬ 進 み

「近衛の陣たつ」=『群書類従』 新訂建武年中行事註解』に拠り改める。 本「近衛の陣にたつ」。 以下同。

者は、 再拝する。この間、 砌から斜 行なうの 兀子に着き、 座 定位置を退くという仕種で以 |での諸事弁備を了えた内弁は、 めに練歩し、 謝座 内侍から昇殿の勅許を受ける。 近衛は起立し、 の礼である。 庭上の左近衛の陣の南のあたりまで進んで さらに内弁に対して家礼をとる て敬意を表すという。 内弁は、 近衛の警蹕を合図に宜陽殿 東の軒廊を出て南殿 勅許に応じて、 内弁

よって細部にわたる流儀が伝えられていた。 うエピソードさえ紹介されている。内弁の仕事は、 元日の項の大半を謝座に関する記述に当てており、その中には 弁作法のうちでも特に |内弁能以||謝座|為」事、 謝座の作法は重要なものとされ、 自余事非川事数|」と説いたと 『江家次第』「内弁細記 謝座を立派に 家々に

> 言の意味するところは、 練歩の所作一つを取ってみても、 精神的にかなりの労力を要するものであったらしいということは、 こなすことに尽きるというのである。 そのレベルに止まるものではない。 容易に推察できる。 実際、 内弁の謝座が、 だが

六四

としても不思議はない。 拝した内弁の栄誉そのものを表すという、 で執行される。「謝座」 た次第は、 のだ。この後、内裏の門を開き、 を命ずるのである。それ故に内弁は、 る天皇は、その意を代行すべき者として特に一の大臣を指し、 臣下一般の謝座とは性格を異にする。 殿を許されることに対する礼というだけのものではなく、 最も晴れがましい場面といえる。 謝座 全て、 は、 内弁を務める者にとって、 天皇の意を体する内弁がこれを「仰す」という形 の所作に、 群臣を召し入れ、宴を賜うといっ 天皇の意志の代行という任務を 内弁の謝座は、 特に群臣に先立って昇殿する 宴の開始にあたり、 元日節会の次第のうちで 格別の意味が認めら 単に天皇との同 主催者た 近侍 れた

いる。 すること。 として一の人であり、 重要性とは、 の人として、 たものを一身に背負って、 に結びつくものであったという点である。 き 重要なのは、 とすれば、 最も肝要な仕事である。 それこそが、 そこまでの意味を含むはずである。 洗練された家伝の作法を晴れの場で過つことなく披露 その栄えある内弁という役目が、 「謝座」 一の人を出す家は、 の内弁は、 内弁を務める者の全精力を傾けて取り組む これに臨むこととなろう。 師房のいう、 家職の重みや家格 既に特定の層に固定して 内弁を務め得るのは原則 内弁にとっての謝座 家職や家格と直接 出自正しき一 の誇りといっ

体 儀式作法の細緻化は、 のものであり、 相互に切り離して考えることはできない。 家格に結びついた〝職〟 体系の形成と一

年中行事』が成ったのは、『江家次第』からさらに二世紀の時を経て、 はさらに詳細である。 か等について種々の説ある旨、 家格序列と『職 再拝と前後の揖を為す際の方角や、 の体系とがほぼ確立した時代のことである。 注されているが、 練歩に関する記述 揖を略すか否 先に

ねらざる時、 〔……ねりとゞまる時は、 「実どもあるなり」。桜の木をすぐる程にねりとゞまる〔ねる時 かず、またと、こほらずして、むらなくす、むをよしとす。 りめぐるなり。 けぢめさだかならぬものなり]。 すべて太刀のさき、下襲のしり、 右の足をこまかに、 左の足をのべて、 冠の先はた

ものであったということを、 ることは、 かしながら、 実した家々の意志を、 醍醐天皇は、「故実ども」を書き留めながら、伝統の名のもとに結 後者から拾ったもの。著者は、 として家の流儀を説くという体裁をとっており、ここに挙げた文は のこの項は、『江家次第』「内弁細記」などを引用しつつ、「口伝 不ゝ停為ゝ善。同拍子也。其身体不ゝ動不ゝ傾。腰不ゝ動。剣尻不ゝ動。 系を支える家々の意志が込められていたはずなのだ。 愚昧記』において痛烈に批判した三条公忠の子、実冬とされる。後 などと、『建武年中行事』の記事に通ずる内容も見える。『作法故実 ここに記された「説々」「故実ども」の一つ一つには、〝職〟 のこうした叙述が、 『作法故実』 本項の趣旨を超えている。 後醍醐の儀式書編纂の意図についてこれ以上に立ち入 「練歩事」には、 一体どのように受けとめていたのだろう。 中世貴族社会のありようと密接に関わる 後醍醐の家格を無視した人事を『後 「自」始至」終。 さしあたっては、 於||中間 やや時代は降 『建武年中 以 の体 L

確認するに止める。 夫に対する礼、 場合は、 さらに、

事也。他人なれとも子に准して礼をいたすをは、 見える「家礼」の語に注して、「家礼といふは、 という語は、一条兼良の『花鳥余情』が、『源氏物語』藤裏葉巻に 関係を基として、これを擬制的に拡大したところにあるといえよう。 ものと考えられる。 他家の者がこれに準じた礼をとることをも含めていうようになった の父に対する礼と限らず、近親や同族尊上に対する礼を基本とし、 幅広く「家礼」と称している。これからすれば、「家礼」とは、 る。但し、十二世紀前後の日記などでは、 転じて他家の者が同様の礼をとることをもいうようになったとされ いひきたれり」と説くように、子が父を敬い礼することを原義とし、 いうことがいわれているのも、見過ごすことはできない。 他家の者が家礼をとるという場合、下位の家格の者が摂 氏長者に対する礼、 つまり、 「家礼」の成り立ちは、親子・近親の 家司等の主に対する礼などを、 父子礼、兄弟礼、 今の世にも家礼と 子の父をうやまふ 子

中世から近世にかけて、 におわることも多い。 衛の中少将であれば、 ような層については、家礼の累代に及ぶ可能性が高くなり、 同等かそれに近い家格の子弟で親しく交わる者のことであろう。 ものとがある。本文に、内弁に対して家礼をとる人というのも のと、上流の家格の者がそれぞれの独立性を保ったままで交流する 家等に家司として仕えることなどを契機に一種の主従関係を結ぶも しまで及ぶのである。 そこでは、 当人や近親の姻戚関係などを根拠とするので、一代限り 擬制的な親子・近親の関係が、 大臣の家に奉仕し庇護を受けるのではなく、 しかし、 摂家に属する門流として固定してゆくこと 前者の場合、 特に摂家の家司を出 家と家との関係

古代国家は、 天皇と臣下という関係を唯一 絶対的なも のとし、 臣

ところで、

叙述の当代的性格をいう場合、

この場面に

「家礼」

لح

視しては存在し得なかったということを示している。 態であったろう。 時においても私的行事と認識されていたらしい小朝拝とは、事情を 絶対的関係も、 認めていた。律令体制の中で例外的に認められた個々の家内の関係 限一。」という例外規定があり、 の関係自体が、 として、 である。 と見做して公的な場から排除した。 王と職事三位以上の家の職員が、尊上に対して拝賀を行なうことを 異にする。だが、 礼」秩序に基づく儀礼であるとされる。この頃には、天皇と臣下と(⑤) する小朝拝が行なわれた。 れ、これに代わるものとしては、近臣が清涼殿に出向いて天皇を拝 効力を失っていた。 などというものが、 完結するような、 下相互の結びつきについては、 古代国家の論理からすれば、臣下の間で完結的に成り立つ「家礼」 記されるという事実は、 国家儀式は家礼の作法をも含んで成り立っていたというのが、実 作法書に家礼の項目が立てられるのは珍しいことではなく、 中世の節会は、 家と家との関係にまで擬制的に拡大してゆけば、 元日に臣下に対して拝礼を行なうことを禁じている。即ち、 『養老令』儀制令は、「凡元日。 しかし、 家のレベルで把え得るものとなっていたのである。 実質的には骨抜きとなるのである。この時代、 先の儀制令には、「唯親戚及家令以下。 令制儀式の建前を崩していなかった。その点、 何よりも、 自律性をもつ共同体が生まれることを忌避したの 天皇の超越性を確認すべき元日の朝拝の儀は廃 元日の国家儀式の次第に記されることは、まず 十世紀の段階で既に、こうした古代の論理は 小朝拝は、天皇の家と臣下の家との「私 当時の国家儀礼が、 天皇親撰の儀式書の節会次第に これを国家の体制の枠外にあるもの 内外諸親や同姓氏族、及び有品親 国家の内に、 不以得以拝!!親王以下!。」 家と家との関係を無 天皇の存在抜きに 天皇と臣下の 不レ在二禁 家礼 中世 節会 当

> れる。 要とした。 というところにあったのではなかろうか。 の意義も、 媒体となる家職や家格や家礼に対して、 のだったのではないか。家々は互いに関係を結びながらも、 中世貴族社会の構成に欠くことのできぬ要素であったと考えら 中世の貴族社会とは、 家格序列、 さまざまな作法を通して、 そうした性格を中世の 家礼による家相互の結びつき。これらは 基本的に、 公 家々が相互の関係を確認する がもつとすれば、 根拠を与えうる 家々の共同体といい 〈公〉を必 国家儀礼 関係の 得るも ずれ

Ŕ

して、 面影を窺い得るような部分もないわけではない。「群臣参入」「謝座 「謝酒」と続く一連の場面がそれである。 ところで、 「群臣参入」の次第を採り上げる。 『建武年中行事』の節会次第のうちには、 ここでは、 典型的な例と 令制

内弁、 りてへんにつく 人いらへて、 電司を門下にすすむ。 仰いはく、ゐし座にまかりよれ。陣官、 曹門にむかひて、門をひらく。扉を叩くなり。開門つかまつり 内 座の上の方にかへりみて、 1弁宣、 るよし、陣官、 舎人を召す二声 まちきんだちめせ、 少納言に告げしめす。 〔走る事、 軒廊のはしの辺にてこれを申す。内弁、 帰り参りて闡司、座につきたるよし申す。 〔笏を近うあて、息をちらさず〕。 開門つかまつれと仰す。 五位は五尺、 少納言いせうしてかへり出づ。 少納言門よりいりて、 またこれをつたへて、 四位は三尺ばかり]。 左右近の将 また はし

「仰いはく」=『群書類従』 本「仰三

闡司を門の左右の脇に着座させ、の次第を指揮する。内弁は、まず て少納言を召し、 謝座を了えた内弁は、 少納言が庭上の版位に着いたところで臣下の参入 南殿に設けられた大臣の兀子に着い まず近衛の将曹に承明門の開門を命じ、 次に遥か門外に控える舎人を介し て、

を命する。

まる。 結果的にその記述は、 級の官人たちは、令の職務規定通りの仕事を忠実にこなしてゆく。 することのみであり、 を出すために工夫された、 や闡司や少納言にどのような指示を与えるのかが順次記されるのみ 記されているのである。 引用本文に即していえば、 よれ」「まちきんだちめせ」という定まった台詞を、 ものになっている。 仕方に従って、これに携わる者の作法の一 群臣参入」 その他にはわずかに、 ここでの内弁の仕事は、 の次第は、 指示を受けた近衛や闡司や少納言等、 律令官制の実際に働く様を再現してみせる体 だが実際には、 開門 やはり『建武年中行事』 特殊な作法のあることが注記されるに止 舎人を召すに際して門外までよく通る声 「開門つかまつれ」「ゐし座にまかり 群臣参入を指揮する内弁の 内弁の所作としては、 環として記されている。 の — 間違いなく発 般的な叙述 中・下 所作が 近衛

見られない。 に予め立てられた標の位置まで進み、 この場面では、 れられるに過ぎない。 同様のことは、 参入の命を受けた外弁の王卿は、 てもよいはずのところだが、 ろに三位の中納言、 の末にをめり。 弁の公卿、 一の人ねるなり。 は、 可能性としては、 外弁の王卿の所作についてもいえる。 門の左の戸びらより入りて、次第にへうにつく。 列立の際の揖について念入りに述べているけれど 個々の王卿の具体的な動作についての記述は殆ど 三位の宰相は、 また、 其うしろに四位の宰相、 異位重行〔大臣のうしろに大納言、 藤原定能の 外弁の上卿に相応の作法が伝えられ わずかに、 承明門の左扉から参入し、 中納言の末にをめるなり〕。 位階に従って列立する。 『四節八座抄』 参入時の練歩について 二位中納言は大納 や前出 其うし 庭上

列という令制の論理を浮上させる。に対する臣下としてあるといえる。さらに、臣下の列立は、位階序に対する臣下としてあるといえる。さらに、臣下の列立は、位階序こでの王卿は、それぞれの帯びる官職の違いを超え、一律に、天皇も、『建武年中行事』は、そうしたことには一切触れていない。こ

という注記もある。 重行体有二説説 | 」とあり、 武年中行事』は主に後者を採ったのである。列立の際の「異位重行 のではない。 のことも、 納言の後とするけれど正しくは中納言の末にやや退いて立つのだ、 る見方は、早くから存在したようである。『江家次第』には、「異位 人の所作に関するものとは別に「群臣」としての作法があり、 と下位の者との間にはどの程度の距離を設けるか、などといった類 合に官位のいずれを優先するか、あるいは同官のうちでも上位の者 とはいえ、 『内裏式』 問題となったのではないかと推測され この場面に、 当然のことながら、 以来の規定であるが、それ自体を儀式作法の一とす 実際には、官位相当になっていない者のある場 王卿の作法についての記述がない また、 「外弁の王 参議の位置について、近例は中 卵 の作法には、 る。 ٤ 個 いう

内弁が は、 としてのそれが優先された結果、『建武年中行事』の記す「 に対する臣下としての在り方を強調することになっている。 発することに限定されるために、 臣はこれに応えて再拝、 した事情は、 肥大化した内弁作法が表面化せず、外弁の作法についても「群臣 群臣再拝、 かにも令制儀式に相応しい印象を与えるものとなった。 「しきゐん」という定型の台詞を以て堂上着座を命ずると群 外弁についても、 「群臣謝座」 というものであるが、 次に、 一謝酒 個々の王卿の動きに触れぬことが 造酒正が外弁の貫首の人に空盞を授 の場面も同様である。 相対的に中・ 内弁の所作が定まった台詞 下級官人の動きが その次第は 群臣参入

『内裏式』に比較しても、大きな隔たりは感じられない。述の仕方は、およそ『西宮記』以来の私撰儀式書を踏襲するもので、

昇殿作法が次のように詳述されている。例外的なのであって、例えば、「謝座・謝酒」に続いては、臣下のしかし、『建武年中行事』においては、このような場面はむしろ

す。はしの足をうやまふ心歟。但いづれも南を用ふる人もあり〕。左の足を先にす。くだる時は、北の欄にそひて、右の足を先に外弁の人々、次第にすゝみて堂上にのぼる〔南のらんにそひて、

*「はしの足」=『群書類従』本「はしの中」

あり、 事」に、同様の記載がある。つい今しがた、天皇の臣下として南庭 てもたらされたものと受けとめるのは、 を垣間見ることがあるとしても、これを、記述の一貫した姿勢によっ 昇殿の条ではたちまち、 に列立し、天皇に再拝して晴れの日の恩寵を謝したばかりの王卿が、 行事』のいう階の昇降の仕方に関しては、『四節八座抄』「参上着座 その際の作法については、『西宮記』にも、「南座人入」自口母屋東 間 ...。 いものではない。『建武年中行事』の節会次第に、 き一人一人の王卿になるのだという。その姿は、 かなり以前から形が整えられていたようである。『建武年中 は、 北座人入ゝ自||東庇同母屋中間北辺|。」などという注記 軒廊から南殿の東階を経て殿上の座に着くのであるが、 典雅に練り上げられた身のこなしを披露す 誤りであろう。 律令国家の論理 もはや群臣一同

をおかれるようになっていったのではないかと思う。そして、作法の体系化とともに、むしろ、由緒ある古い詞であること自体に価値べきことばの、その重要性故に固定したものであろうが、儀式作法台詞についてである。これらは元来、節会の重要な場面で発せらるここで注目したいのは、節会次第の其処此処に見える定型化した

ことで、変化を露呈する働きもしたのである。すら作法を遂行するためだけに存在する次第というものを産み出すのであるが、そこに、定型化した詞は、変化した実態を覆い隠し、のであるが、そこに、定型化した詞は、変化した実態を覆い隠し、のであるが、そこに、定型化した詞は、変化した実態を覆い隠し、の一環に組み込まれた台詞は、次第のあり方にも一定の影響を及ぼの一環に組み込まれた台詞は、次第のあり方にも一定の影響を及ぼ

面では、 に召し入れよという、 いう詞を例にとって考えてみる。これは、 つことなく発声することだけに意を注げばよ 定した台詞のある場合に限っては別であり、 詞を伴わず、 意味を集約する重要な台詞である。 「群臣参入」における内弁は、『内裏式』以来の由緒ある詞を、 まず、 当の台詞を発することが、内弁の仕事のほぼ全てとなる。 先に引いた「群臣参入」の条の、「まちきんだちめせ」 単に促す仕種を以てこれに代えるのだが、古くから固 天皇の意向を伝える詞で、 およそ、 宴を賜うべき臣下を内裏 内弁の指示は、 しかも、そういった場 いわば、 多くは 渦

成されていったとしても、 いてそのように称せらるべき臣下の範囲が、 伺候し政務に与る「まへつきみたち」の謂いであるから、 に不都合はなかった。「まちきんだち」とは、 実質的に諸大夫層が排除され、親王及び参議以上の公卿に限られる ようになるのである。 上であったものが、『江家次第』になると「近例侍従不」見」とある。 大きく変化した。 元日節会に参加を許される臣下の範囲は、古代から中世にかけて その者たちを一貫して「まちきんだち」と称することには、特 例えば、『内裏式』の編まれた当時には次侍従以 しかし、 そのために詞の意味までが失効するとい 有資格者の範囲が徐々に狭められて 時の要請に応じて再編 即ち、 天皇の御前に 会にお

の軸となる詞として生き続ける。 うことはなかったのである。 こうして、定型化した台詞は、内実の変化には関わりなく、

さらに、

台詞を発すること自体が

作法の体系に組み込まれてしまえば、内実の変化に応じて詞の原義 酒饌の宴も半ばを過ぎた辺りに執り行なわれる「御酒勅使」の儀で のままに遺された次第というものさえ出来する。その例となるのが、 を離れた用法も現われ、また、専ら作法を遂行する必要から、古式

いる。 に盞を賜う 仮に「饌の儀」と称する)― 天皇に饌を供す 成を示しておくのが便宜である。『内裏式』に規定する宴の次第は、 る必要があるが、そのためには、まず、酒饌の宴の次第の全体的構 「御酒勅使」について述べるには、この儀の成り立ちから説明す 『西宮記』『北山抄』『江家次第』でも、各項目の内容が細分 立歌を奏す(同じく、 (同じく「酒盞の儀」とする)---群臣に饌を賜う(ここまでを、以下の論述では 一括して「奏楽」とする)、となって -昇殿の者に盞を賜い、昇殿せざる者 -国栖奏-大歌を奏

【別表】 酒饌の宴、 次第構成の比較

0	奏	楽			•	酒	盏	の	儀				•	饌	の	儀	
治部・雅楽、立歌を奏す	大歌所、大歌を奏す	〇吉野国栖、歌笛を奏し贄を献ず				賜う	相続いて、昇殿せざる者に盞を	●昇殿の者に盞を賜う						群臣に饌を賜う		●天皇に饌を供す	『内裏式』
○治部・雅楽、立楽を奏す	●三献	〔三献。近代、一・二献〕	御酒勅使	二献	〇国栖奏	臣下に一献を賜う		●天皇に三節御酒を供す	臣下に飯・汁を賜う				天皇に飯を供す	臣下に膳を賜う		●天皇に膳を供す	西宮記
〇立楽	●三献		御酒勅使を仰す	二献	○国栖、歌笛を奏す	臣下に一献を賜う	天皇に一献を供す	●天皇に三節御酒を供す	臣下に飯・汁を賜う	天皇に御厨子所御菜二盤を供す	天皇に進物所御菜を供す	天皇に飯を供す	天皇に羹を供す	臣下に餛飩を賜う	天皇に次々の膳を供す	●天皇に八盤を供す	『江家次第』
○立楽	●三献		御酒勅使を仰す	●二献	○吉野の国栖、歌笛を奏す	臣下に一献を賜う	天皇に一献を供す	●天皇に三節御酒を供す	臣下に飯・汁を賜う		天皇に進物所・御厨所を供す		天皇に羹を供す	臣下に餛飩を賜う	天皇に脇の御膳を供す	●天皇に晴の御膳を供す	『建武年中行事』

では、 かもしれない。 儀の細分化に応じて、 の儀と重ねるようにして、 次第』のそれを踏襲した形となっている。 年中行事』の宴の次第は、 その辺り の記述も、 それぞれ組み合わされていることからすれば、 儀式書に至るまで、 酒盞の儀・奏楽から成り、 『内裏式』から大きく変化はしていない。 が明確ではないが、 傾向は認められるものの、 要するに、 酒盞の儀の後に行なわれたものか、それとも、 酒宴進行中の奏楽実施を指示するものと読めるの 一献 ある程度まで同時進行的に実施されたの およそのところ、 ほぼ一貫していると理解してよいのであ 節会の中核をなす酒饌の宴の次第は、 -国栖奏、三献 その基本構成は、 『西宮記』以下の奏楽は、 基本的には同様の (別表) 『内裏式』 細分化の著しい 立楽などというよ 「内裏式」 あるいは、『内 また、 の規定 酒盞の 構成 二江家 一建武 から 酒盞 饌

面

七〇

ちにみきたまへ」 四人を選び、 別に改めて、承明門内東西脇の幄に着いた諸王・諸臣に対し盞を賜 とである。「御酒勅使」とは、殿上の王卿が幾度かの盞を賜わった後、 んだちにみきたまはん」ー のとして用いられていることに、 問題となるのは、 「まちきんだちにみきたまへ その概略は、内弁が天皇に賜杯の許可を乞う。 「まちきんだち」という語が定型の詞の中に用いられる場 という『内裏式』の規定にはなかった次第を立てているこ ここでの これを南階の下に召して命を下す。 『西宮記』 「まちきんだち」が、 勅使は大夫の幄に向かう、 内弁は参議を召し、 以降の儀式書が、 留意しておこう。 -参議は大夫のうちから勅使 諸王・諸大夫のみを指す 酒盞の儀の間に、 というものである。 賜杯の命を下す。 詞は 詞は 実は、 「まちきんだ 「まちき 節会に 御

> 何故なのだろうか。 節会主催の意を改めて示すという儀であるから、 であるから、 らかに異なる。 詞と全く同じであるが、「まちきんだち」の指示するところは、 まへ」というのである。 が宣命大夫の役を務める参議を召す際に、 ちめせ」という詞については、先にも述べた。二度目が、この 次第が立てられた背景には、どのような事情があったのだろう。 参入」「宣命」では全ての節会参加者を指し、「御酒勅使」の場面 た臣下の全てを指している。 でも諸大夫層のみを指す。 酒勅使_ た、「まちきんだち」 を混在させたまま使い分けられているのである。この使い分けは、 は諸大夫層を限定的に指し示すというように、事実上、二つの意味 一まちきんだち」 「西宮記」 は、三度ある。 の場面。 以後の、 御酒勅使を召す際の 「御酒勅使」 は、 最後は、 最初は、 いずれの儀式書にも共通する。「御酒勅使」の が新旧の意味を併せもつようになったのは この日、 内弁が宣命使を召す詞は、 酒饌の宴の後の「宣命」の次第で、 一方、 「群臣参入」。 は、 即ち、 天皇から宴を賜わるという恩寵を得 特に諸王・諸臣の幄に盞を賜う儀 「宣命」 「まちきんだち」は、 「まちきんだち」の語は、 内弁の唱える「まちきんだ は、 「まちきんだちにみきた 天皇が臣下に向けて 宣命使を召す際の 御酒勅使を召す 臣下のうち 明

ない まり、 あったもので、 のである。 ものだけれども、 さらに「三献仰」之。 この儀について、 臣下に御酒を賜うための特別な儀 元来は殿上の臣下に三献がわたったところで勅使に命を下す これによれば、 しかも、 近頃は一献か二献のところでこれを行なうという 「西宮記」 而近代、 当初は、 「御酒勅使」 は、 或一二献仰云々」と注している。 殿上の臣下に対する賜杯がほぼ終 三献、 は という、 御酒勅使」とした上で、 「西宮記」 昇殿を許されてい 編 纂以前

る。わりに近づく頃、ようやく行なわれるものであったということにな

この次第を見ただけで、『内裏式』の成った当時、 ていて、 吉野国栖於||儀鸞門外|、 懸け離れていたとは考え難いのである。 くすることを前提としている。 昇殿の者への盞、昇殿せざる者への盞ともに、 いう可能性もあるからである。だが少なくとも、 たものが、 杯と昇殿せぬ臣への賜杯とを区別するための儀が全くなかったと それは、あくまでも相対的な観点を以てしてのことである。 ていたようには読めない。 を許された者と許されぬ者との間に、 を下すことも避けねばならない。『内裏式』では特筆されなかっ 君把レ盞、 かし、 両者に対する賜杯は殆ど同時に行なわれたとかいうような、即 『西宮記』以後と変わりはない。 後者が前者の占める空間から完全に閉め出されていること 『西宮記』以後、 昇殿せざる者の席は顕陽・承歓両堂に設けることとなっ 二升レ殿者」、 0) 酒盞の儀、 奏二歌笛」、 勿論、 次第の細分化に伴って表に現われたと 相続賜||不レ升レ殿者|] それぞれに盞を賜う時機が、 及びそれに続く次第を見ると、 『内裏式』でも、 待遇の差が小さいといっても それ程の待遇の差が設けられ 献||御贄|」とあって、 「觴行一周」を同じ 『内裏式』の次第は 殿上の臣への賜 昇殿の者の席は 「觴行一 また、 大きく 昇殿 周

ではないかと思う。但し、それは、昇殿の臣と昇殿の許しのない臣時から、酒饌の宴の中で、「まちきんだちにみきたまはん」「まちきられたら、酒饌の宴の中で、「まちきんだちにみきたまはん」「まちきんだちにみきたまはん」「まちきんだち」を伴う大臣の詞が明文化されてい『内裏式』に「まちきんだち」を伴う大臣の詞が明文化されてい

唱えられることとなった「まちきんだち」の語も、新儀の内容に見 で、執り行なわれるようになった。同時に、 として独立し、 しい箇所を探るとすれば、 あったことが窺われる。 下に盃を賜おうという天皇の意を表すための、 る使われ方を見ても、 面で発せられた詞であっ との間に区別を設けるための儀ではなく、 ろうか。 合った新しい意味をもたざるを得なくなった、ということではなか 定型の詞はそのままに、 る部分の他はあるまい。 んだち」、 即ち参会した臣下の全てに対して、 しかも、 「まちきんだちにみきたまへ」は、 殿上の臣下への賜杯が既に一段落した辺り 諸王・諸臣に御酒を賜うための特別な次第 それが、 「内裏式」 たろう。 饌の儀が終わり、 「西宮記」 『西宮記』以下の の次第のうちに、この詞に相応 本来の意味での 以前のある時期までに 従来とは異なる場面 酒盞の儀に移ろうとす 盞を賜わんとする場 いわば象徴的な詞 「宣命」におけ 参会の臣 まちき

明記している。この頃までに、 だが、 れより遥か以前、 例侍従不」見」とし、 宮記」では、 大夫の姿が消えたことを いない。しかし、『江家次第』になると、 の元日節会は、親王・公卿のみが参加し得るものとなっていた。 宮記」以後、 会参加の資格をもつ臣下の範囲は徐々に狭められ、その結果、 実際、昇殿を許される臣下と許されぬ臣下との待遇の格差は、 諸大夫層排除に向けてこれを差別化しようとする動きは 諸大夫層の参会までも否定するような事態には至って 決定的なまでに拡大してゆく。 実践の場では諸大夫層の排除が完了していたことを 『江家次第』 『内裏式』編纂の時に程遠からぬ頃から、 頭書にも 、最も早い時期に明らかにしたものである。 の記事は、 「近代無」諸大夫幄 「侍従以下着」|嘘座| 」に 元日節会の場から諸王・諸 先にも述べた通り、 _ 也 とあって、 西 節 西

と進行していたのではないだろうか。

会の場にはおらず、夙に「古風」となった作法が遺るばかりだった会の場にはおらず、夙に「古風」となった作法が遺るばかりだったと参議の諸作法も、『西宮記』以来、整えられてきていた。しかし、と参議の諸作法も、『西宮記』以来、整えられてきていた。しかし、に御酒を賜う儀として、定着して久しかった。定型の詞を含む内弁に御酒を明う儀として、定着して久しかった。定型の詞を含む内弁に御酒を明うです。

はしの辺にてこれを仰す。一揖して、あさく深く再びかへりみ けう名をとりて、かへりのぼる。南のすのこ、第二の間の西の るていなり。座にかへりつく。 奏して云、 人をめしてこれを仰す。 次に二献、 、だちに御酒たまへ。参議、うけたまはりて、軒廊にくだりて、 「弁のうしろにけいくつしてたつ。内弁仰せて云ふ、まうちき まちきんだちにみき給はん。天許をはりて、 献の如く、 奉る人、座をたちて称唯して、 をはりて、 内弁、 座をたちて磐屈して 末より 参議一

る。 東の幄は深く顧みることになるのだというのが、 の東第二間の西端の辺で勅使を召し、 勅使の名を記した交名を外記から受け取って殿上に戻る。 法くらいである。その作法とは、 定型の詞も、 記述内容の骨子は、『西宮記』と比較しても大きな異同はなく、 参議は南殿の東端に近いところにいるから、 次の「一揖して、 承明門東西脇 引用文の後半、 勿論そのままである。 の幄に向かって、 あさく深く再びかへりみるていなり」という 内弁の詞を承けて勅使に命を下す参議の作 以下の通り。参議は、 前代の儀式書に見られぬ記事と 諸王・諸大夫への賜杯を命ず 勅使を召す仕種をするのであ 西の幄は浅く顧み、 『江次第鈔』 軒廊に降り、 南の簀子 の説

> す仕種をするだけで十分だったのであろう。 しても、 でを省略することは、次第の存立そのものに関わるためできないと 仕種を以て、これら全てを表すこととしたのである。内弁の台詞(空) ことには、 の人物を相手に「まちきんだちにみきたまへ」と唱えるなどという に実在しない者の名を呼ばわったり、 きたまへ」と命ずることになっていたのがわかる。 である。 人勅使の名を呼んで南階の下に召し、微音で「まちきんだちにみ 参議の作法としては、ありもしない幄に向かって勅使を召 西宮記しや さすがに無理があったらしく、 『江家次第』を見ると、 南階の下に控えるという架空 後には、 もとは、 しかし、その場 ただ勅使を召

世の節会が成り立たなかったからではないだろうか。して生き延びたのは、由緒ある詞とそれに伴う作法を廃しては、中は全く無意味なものとなっても、なお、「御酒勅使」の儀が次第と代の変化とは全く無関係に、次第として定着していった。実質的にて立てられた。だが、一旦形を整えると、中世の儀式書の中に、時て立てられた。だが、一旦形を整えると、中世の儀式書の中に、時「御酒勅使」は、古代末期、変化する時の要請に応じ、新儀とし

このテーマに、 定めるべきかという難問であった。最も基本的で、 拘り続けた家々と、 こに作法の問題がさまざまな仕方で関わっていることを見てきた 中心に綴られている。 行事』の次第を通して、 存在する儀式。『建武年中行事』の節会次第は、 時を超えて伝えられる作法。それを継承し、 待ち構えるのは決まって、 ある本質的な部分と繋がっているものに違いない。 わずかでも迫ろうと努めてはみたが、 節会を主催する国家との関係を、 その一貫した記述の在り方は、 中世の節会と令制儀式との距離を測り、 家職と一体のものとして儀式作法に 実施するためにこそ どこまでも作法を 且つ最も重要な どのように見 中世国家儀式 未だ全体的な

理解からは程遠いところにいる。今一つ、作業を進めながら念頭を理解からは程遠いところにいる。今一つ、作業を進めながら念頭を理解からは程遠いところにいる。今一つ、作業を進めながら念頭を理解からは程遠いところにいる。今一つ、作業を進めながら念頭を

泊

-) 『ALCARDANA MATTER M
- (3) 平山敏治郎氏『日本中世家族の研究』第六章「家礼・門流」(2) 『後愚昧記』応安三年三月十六日条

『日本書紀』天武天皇八年正月戊子条「詔曰、凡当,,正月之節,、

礼 | 。……但聴 」 拜 | 祖父兄及氏上者 | 。」 『続日本紀』文武天皇元年閏十二月庚申条「禁;;;正月往来行; |拝賀之諸王諸臣及百寮者、除 | 兄姉以上親及己氏長 | 、以外莫 」 拝焉。……」、

岡田荘司氏『平安時代の国家と祭祀』第五章「「私礼」秩序の形成

5

大儀では「とね」と称して「大夫」の表記を宛てるが、「侍従」も「大人のでは「まちきんだち」と称して「侍従」の表記を宛て、その他の中・は明記されていない。即ち、後の儀式書において、内弁が「まちきは明記されていない。即ち、後の儀式書において、内弁が「まちきは明記されていない。即ち、後の儀式書において、内弁が「まちきは明記されていない。即ち、後の儀式書において、内弁が「まちきは明記されていない。即ち、後の儀式書において、内弁が「まちきは明記されていなば、「まちきんだち」という訓み自体は、『内裏式』に――元日拝礼考――」

まれたのであろう。 裏式』編纂の当時から、「喚」侍従」」は「まちきんだちめせ」と訓察式』編纂の当時から、「喚」传従」」は「まちきんだちめせ」と訓が、儀式実践の場で、音読されていたとは考え難い。おそらく『内夫』も実際には同じものだ、というのである。『内裏式』の「侍従」

範囲を異にせよと指示したのではないという。 「表示・『大郎』のではないという。 「表示・『大郎主典以上、小節以(次カ)侍従以上」と皆用、『此詞、。」」とある。また、『江家次第』では、「装東司供、奉上皆用、此詞、。」」とある。また、『江家次第』では、「装東司供、奉上皆用、此詞、。」とある。また、『江家次第』では、「装東司供、奉上皆用、此詞、『北山抄』には、「大臣宣喚、「侍従」(末不千君達召世。小節なお、『北山抄』には、「大臣宣喚、「侍従」(末不千君達召世。小節

- (7) 古瀬奈津子氏「格式・儀式書の編纂」『岩波講座日本通史』第四巻 なく、従って、列立に加わることもないというのであろう。 上古礼也、近代親王之外、王氏不」参列」也」と、特に、諸王の参会上古礼也、近代親王之外、王氏不」参列」也」と、特に、諸王の参会上 「江家次第』は、王卿列立の標について述べる頭書で、「王臣儀、(7) 古瀬奈津子氏「格式・儀式書の編纂」『岩波講座日本通史』第四巻
- ではない。ちきんだち」と訓ませるが、諸大夫層を限定的に指す「まちきんだち」と訓ませるが、諸大夫層を限定的に指す「まちきんだち」)(儀式書では、通例、「侍従」または「大夫」と表記して、これを「ま

『内裏式』以来の「侍従」「大夫」は、五位以上の「まへつきみたち」「内裏式」以来の「侍従」「大夫」は、五位以上の「まへつきみたち」の語表も、表記の影響を免れなかったとすれば、その軸となるべき詞が「ませ、一般に五位の通称となっていった。「御酒勅使」が新儀として立世、一般に五位の通称となっていった。「御酒勅使」が新儀として立世、一般に五位の通称となっていった。「御酒勅使」が新儀として立世、一般に五位の通称となっていった。「はり」が新儀として立まり、「まれている。」とされることには、何の不都合もなかった。「古人だち」は、五位以上の「まへつきみたち」である。

遇の変化と関連付けて考えてみることも、無益な試みとばかりはいあくまでも不明である。ならば、これを節会における諸大夫層の待な「五位の大夫」の浸透と、いずれがいずれに先んじたものかは、を併存させている事実については、また別の説明を要する。何よりも、た事情や、『西宮記』以下の儀式書が「まちきんだち」の新旧の用法た事情や、『西宮記』以下の儀式書が「まちきんだち」の新旧の用法だも、このように考えたとしても、「御酒勅使」の次第が立てられ

えないと思う。

達爾御酒給へ。〔近例不仰也〕」とある。大夫等一々称唯。進立南階左右。〔近例無此事。〕参議仰曰。大夫大夫等一々称唯。進立南階左右。〔近例無此事。〕参議仰曰。大夫一大夫二人。〔近例不召。先顧巽方。正面之後。又更顧坤方計仰之。〕(10)『妙音院相国白馬節会次第』には、「揖了先召東方大夫二人。次召(10)『妙音院相国白馬節会次第』には、「揖了先召東方大夫二人。次召(10)

○″後―醍醐〟とは何な

な試みだろうか。と結びつくような一定の志向なりを読み取ろうとすることは、無謀記述から、後醍醐がこの書に託したもの、その思想なり、政治行動書の編纂に、どのような意義を見出だしていたのだろう。儀式書の後醍醐天皇は、何故、『建武年中行事』を編んだのだろう。儀式

の物語のたよりには成なんかし。なくとも、おのずからまたその世にはかくこそ有けれなどやうをりにふれ時につけたる大やけごとども、行末のかゞみまでは

ら、わずかな手がかりを探ってゆくほかはない。
当面の課題は、節会次第である。今は、これを読み解くことの中かかし、唯一の自著を前にして、ただ立ちすくんでいても始まるまい。かし、唯一の自著を前にして、ただ立ちすくんでいても始まるまい。でも日記でもない、ただ儀式の次第を記しただけのものなのだ。しでも日記でもない、ただ儀式の次第を記しただけのものなのだ。し確かに、序文の一条は、この書を以て公事の規範としたいという

こと自体が目的化しているという点で、全く異質なものとなっていには必ず見えるものなのであるが、それらと較べても、作法を記す作法に関する記事は、『西宮記』以来、前代の代表的な私撰儀式書通り、その記述が徹底して作法中心になっていることである。勿論、『建武年中行事』の節会次第の特徴は、既に繰り返し述べている

な構図が見えてくるということは、まずないのである。殆どない。そのため、次第一つをとってみても、当の儀式の全体的たり、場のしつらい等といった一般的な情報に触れたりすることは、の作法から成り、これを離れて中・下級官人の独自の動きに言及しる。特に節会に関していうと、その次第は、専ら天皇と内弁と参議る。特に節会に関していうと、その次第は、専ら天皇と内弁と参議

明するに止める。

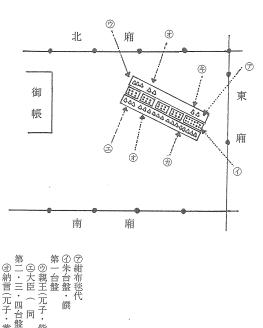
『建武年中行事』は、儀式全体の姿を見渡すような、俯瞰的な視した場合に、最も顕著で見やすいものとなる。それ以上に、この二つの儀式書の目指すところは、根本的に異なるのだということが、わかるのである。ここでは、酒饌の宴に関する両書の記述から、その典型的な例を挙げる。但し、『江家次第』の節会記にも微細にわたるため、さしあたり必要な部分について、要点を説は、その典型的な例を挙げる。但し、『江家次第』の節会記にも微細にわたるため、さしあたり必要な部分について、要点を説は、その二つのではない。このことは、『江家次第』の節会記にも微細にわたるため、さしあたり必要な部分について、要点を説は、その二つのではない。

ているかを見てみよう。 でいるかを見てみよう。扱まず、宴を賜わる殿上の王卿の座について、両書がどのように扱

とする。第五の台盤に着く参議は、 王 依二公卿員数多 | 歟 | 南とあるが、 それぞれに菓子を盛った盤が弁備してある。 二・三・四が納言の料 形となる。 西から東南方向に斜行するので、 設けられる。 南殿中の間の第二間に、 『江家次第』「南殿装束」の条によれば、 南に大臣。 五脚の台盤は、 南北二列といっても、 一参上着座」 第二・三・四の台盤に着く納言は、 等と見えて、 、第五は大きな台盤を用いて参議の料とされ、 五脚の台盤を挾み南北二列に対座する形で の注記には「近例中納言以下相分着」北 北西から順に第 西の御帳から見れば幾らか振れる 北が四位、南が三位及び散三位 人数が多ければ南北に分かれる 各列は東西に延びるのでなく北 王卿の座は、 が大臣・親王の料、 第一の台盤は、 南殿装束条では 御帳の東

参議は独床子に黄端の茵、 臣は兀子に紫面の敷物、 これらの座は、まず南北の列毎に毯代を敷き、その上に、 いうように、 身分毎に格差を設けて据えられる、 納言は兀子に黄面の敷物、 四位の参議は簀子敷床子に黄端の茵、と という。 三位・散三位の 親王・大 (付図1)

【付図1】『江家次第』元日節会、 殿上の王卿の座概念図



八尺台盤 ①四位参議(簀子敷床 子・黄端茵 独床子・黄端茵)

③納言(工子・黄色敷物)

国大臣 (同 ⑦親王(兀子・紫面敷物)

右

原則、 ずと浮かび上がってくるのである。 れた叙述からは、 的な視座と、 た項目の存在は、 の便宜のために設けられたに過ぎぬのかもしれない。 視覚的に表現するものであった。 それらは、位階序列に基づく天皇と個々の官人との距離を、空間的 がはっきりと読み取れる。官位の上の者ほど御帳に近い「西上」の さらに、 無関係にはあり得ない。 官位に従って厳密に区別された調度の種類や色彩。 一つの論理を以て構成された国家儀式の姿が、 節会という儀式を全体として見渡そうとする俯瞰 「装束」の項目は、単に奉行の者 そのような視座に立ってなさ だが、こうし

『江家次第』に記された殿上の座の配置からは、

律令官制の論

る中で、 これに対し、 次のように、殿上の座に言及している。 『建武年中行事』は、 外弁の王卿 の昇殿作法を述

大臣・大納言、はしにつく。親王・中納言、

奥につくべ

し。 但

う作法を綴るという姿勢を崩しておらず、 か北に着くかを決するのは、 着内弁上故、 下には無関係だからである。南北の列については、『江次第鈔』の というのも、殿上の座の配置において位階序列を表わすのは「西上」 いうのである。 説明が参考となる。「大臣行事有便於昇降故、 の原則であって、南北いずれの座に着くかということは、位階の上 『建武年中行事』の関心は、 承内弁仰催雜事故也。 また、大中納言人数多き時は、 着北座。 つまり、 非参議二三位無職掌故、 ここでも、 大納言着南者、 宴の進行に関わる職掌の有無によると 位階の論理には向けられていない。 『建武年中行事』は、 びんぎにしたがふべし。 作法に関する以外のこと 為続内弁也。」南に着く 必着南座。親王不可 又着北。 大弁必着南 職務に伴

天皇と王卿との間に律令国家の論理が介在しようとし

本来の節会が令制に基づく儀式であろうと

なかろうと、

一切無頓着である。

る。

御帳の中の天皇を中心として、

演劇空間の、

周到に配置された舞台装置を思わせるものとなってい

その一つ一つが、

儀式という

極めて荘重なも

一切がそこに収斂してゆくかの

のである。内膳司や采女等の動作は、

『江家次第』に描き出される「はれの御膳」は、

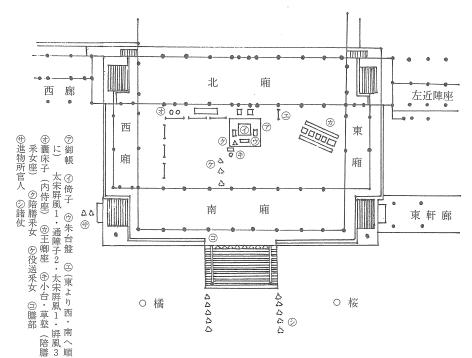
ようなその動きは、、食す国知ろしめす天皇、という観念を表すべく、

とっては、全く関心の外にあるのである。ていいと、そのような類の事柄は、おそらく『建武年中行事』に

うのである。で、八盤を総称して「はれの御膳」あるいは「威儀の御膳」ともいで、八盤を総称して「はれの御膳」あるいは「威儀の御膳」ともいを、対照させてみる。これは、天皇に四種以下の八盤を供する儀式を、対照させてみる。これは、天皇に四種以下の八盤を供する儀式を、対照の儀の最初に行なわれる「はれの御膳」についての記述

いて、 西階に控える進物所官人が盤を受け、 避けて西の間から出入りすべきか、ともいっている。 御帳の南面のやや西寄りに接して、 む。 とになっていたのであろう。 盤に据えられた後、さらに陪膳の手で御帳の内の台盤に供されるこ 陪膳の采女が御帳に居て膳を供する間、 を捧げ、役送の采女は順次これを伝え、陪膳の采女が天皇に供する。 すのである。この後、 記している。 『江家次第』は、 八盤の一つ一つは、 前行する内膳正や令史等は叉手し、 供膳前後の定席として草塾がしつらえられている。 令史は警蹕。 陪膳の采女は、 内膳の官人等は、 その際の内膳司や采女の動きを、 供膳の儀の開始を告げ、 八人の膳部が南階の第一段に並び立って供物 役送の采女によって一旦この小台の上の台 供膳の間は御帳の上に居るのだが、 役送の采女については、 月華門から参入して南階のもとに進 台盤を載せた小台を置き、 これを撤去する。 役送の采女等は磬折して立 後に膳部が従う。 諸臣・諸仗に起立を促 供し了れば、 御帳の正面を 以下のように (付図2) 推測する 版位に着 別に、

(但し、紫宸殿図は『大内裏図考證』に拠る)【付図2】『江家次第』元日節会、南殿母屋装束及び「供八盤」儀の概念図



セナ

的天皇像の創出に参加しながら、 計算し尽くされたものだ。 感受する。 ような記述ではない 『江家次第』とほぼ同じ内容の注が施されている。 儀式はこのようなものだったのだろうと、 そうした仕組みになっているのが見て取れる。 か。 ちなみに、『西宮記』「供膳」 官人たちは、 同時に、五感の全てを以てこれを 舞台装置の 思わず納得させられる 一齣として神話 の次第にも 古代国家

べているのだろう。 では、『建武年中行事』は、「はれの御膳」についてどのように述

階のもとにす、む。 ら各御盤にすゑて、 あげず〕、御台盤のおほひを のばん二つもちてす、む。 さき、采女す、みて草とんにつく。役送の采女、 ばとうばん、 しかいかねてすゑたり。 御膳を催す。 箸かい、 これをまかる。くだ物もとより御台盤にあ けいひちの声を聞きて群臣たつ。 下殿してこれを仰す。 陪膳の采女〔髪をあげたり。 同じくあり。 〔両めんなり〕とりて、 臣下の台盤にも、 内膳の 御厨子所の中 かみ以 一つなが これより 役送は 下 くだ 南

うわけである。

南脇の草塾に着く。 膳を促すのは、これが遅れている場合のみである。 群臣一同は起立。但し、『北山抄』『江家次第』によれば、 膳別当を務める公卿は、 は、 :臣起立ということの他、これといって何もないということになる。 弁の供膳を促す仕種を以て、 武年中行事』 「はれの御膳」を執行するにあたって、 供膳の開始に備える采女の所作だけは、 陪膳の采女は、 は、 供膳に奉仕する官人の動きには、 下殿し命を伝える。令史の警蹕を合図に、 御帳の内の台盤に懸けられた両面錦の覆 南殿西の御膳宿から進み出 儀式は始まる。 内弁以下王卿の仕事は、 これを承けて、 とすれ 丁寧に書き込 無関心で 内弁が供 ば、 御帳の 実際 内

> の作法の重要な小道具である台盤に向けられる。 ているに過ぎないのである。 に展開されるはずの天皇作法をいうために、 盤の覆いを取り去るという采女の動作は、これより以後、 かりな儀式における官女の役割を示そうとしてのことではない。 わしく髪上げをした采女をここに登場させたのは、 撤去させる、 いを取り、 もとより御台盤にあり。 これを、 というのである。しかし、『建武年中行事』 役送の采女の捧げ持つ御厨子所の中盤に据えて ばとうばん、 采女が覆いを取る。 箸かい、 その前提として置かれ 同じくあり。 天皇の視線は、 すると、 勿論、 この大が 台盤を前 「くだ物 うる とい 台 宴

年中行事』 る場 のも、 に一括、 賜う儀以下であって、 天皇や内弁の作法、 すら家職に伴う作法のみに向けられており、 次第』によれば、供膳も南階からではなく西階から行なわれ、 合に内弁がこれを促すための定型の詞を記す。 その作法を披露すべき、 に格別の位置を占めようもないからである。 殆ど差を設けていない。 が、『建武年中行事』は、 の起立もなく、いわば「はれの御膳」に付属する性格の儀式であ この後、 記し留めるべき作法に乏しい 面で大きく採り上げられるものについていうのである。 「供膳」 「御膳のくさん〜」を列挙する。 にとっ 記述は直ちに「わきの御膳」に移り、 の儀で行なわれるものではなく、 て、 特に天皇作法が問題となるのは、 先に、 宴の次第の主要部分は、 それは、『建武年中行事』の関心が、 「臣下餛飩」 両者を一括りにした上で、 台盤を小道具とする天皇作法としたも 「はれの御膳」は、 の儀以下にある。 「わきの御膳」 そうした観点からすれ 饌の儀の次第のうち、 天皇が 続いて、 臣下に饌を下賜す 供膳の遅滞した場 その扱いに 節会次第の中 臣下に餛飩 臣下に向けて 供膳 八盤ととも は、 『建武 ひた

るまでもなかろうと思う。たものとは全く無縁のところでなされていることは、改めて付言すない。こうした記述が、古代国家の観念や、神話的な天皇像といっ段階に位置する次第というだけのもの。それ以上の意味は何ももたは、「はれの御膳」も「わきの御膳」も一纏めに、主要な部分の前

らく、 姿勢によって描き出された、中世節会の似姿というべきだろう。後 規範意識から生まれたものではなく、既に存在するものを追認する 身も役割の体系に組み込まれている。 けの存在である。いや、 された空間の中で、 もはや百官を統べる律令国家の長ではなく、 互いにその正統性を確認する場というばかりのものである。天皇は 明確な規範の存在を読み取ろうとしても、何も出てはこない。おそ された次第や個々の儀礼の様相から、国家儀式というものに対する 作法の体系の記述として、 ただ、天皇と公卿とが各々の家職とともに守ってきた作法を披露し、 のだろう。『建武年中行事』の記述から浮かび上がる節会の姿は、 して表れるはずの国家像に対し、何ら具体的な規範を以て臨んでは ての節会に照準を定め、文字の上にその仕組みを再現しようとして いないとするのが、 いうものを相手にしてはいない。というより、 いる。これに対して、『建武年中行事』の記述は、 では、後醍醐天皇は、何を目的としてこのような儀式書を編んだ 見てきた通り、 そのような読み方は、対象に即したものではないのである。 国家儀式の意義をそのように捉えた上で、 『江家次第』の記述は、 公卿たちの伝統的な役割分担に保証を与えるだ 正確であろう。『建武年中行事』の節会記事は、 その閉鎖空間にあっては、 全く完結している。 それは、 明らかに、 内裏の殿上という閉ざ かくあるべしという 作法を中心に再構成 節会という儀式を通 令制儀式などと 自ら、儀式の主 確実に、天皇自 令制儀式とし

あり続けることを、まるごと容認しているわけではなかった。そのしかし、『建武年中行事』の著者は、既成のものが既成のままに催者たる天皇の家の正統であろうとしたに過ぎないのだろうか。

事情の比較的理解しやすい、饌の儀の例を挙げる。奏楽では左右の立楽の曲目を増やしたというのである。ここでは、とは、饌の儀や酒盞の儀では実際にも飲食をすることにしたとか、とは、饌の人という事柄が、逐一特記されている。その改定事項節会次第には、「本儀にまかせて」あるいは「ふるきにかへりて」

うにという、臣下の側の要請を天皇に伝える。 が整ったところで、同じく参議を通じて、まず天皇から箸を下すよめ、第で、内弁は、大弁兼務の参議を通じて饌の下賜を催し、準備との連携による天皇作法が問題となるのは「臣下餛飩」「臣下飯・汁」との連携による天皇作法が問題となるのは「臣下餛飩」「臣下飯・汁」の次第で、内弁は、大弁兼務の参議を通じて、まず天皇から箸を下すよが整ったところで、同じく参議を通じて、まず天皇から箸を下すよが整ったところで、同じく参議を通じて、まず天皇が大会に伝える。

じて、臣下は箸を下す。なり箸台なりに置かれた銀の箸を扇で打って合図をする。これに応なり箸台なりに置かれた銀の箸を扇で打って合図をする。これに応「餛飩」の際には、天皇は、実際には餛飩に手を付けず、馬頭盤

らすなり〕。臣下みなこれに応ず〔箸をとる也〕。らすなり〕。臣下みなこれに応ず〔箸をとる也〕。御箸くだる〔うるはしくはめさず、扇して御箸の台のかねをな

くなった「本儀」 実際に食事をし、 だが、「飯・汁」 をたつ〔今の代の事なり〕。臣下おなじく箸をたつ。 御箸くだる、 *「さきの如し」=『群書類従』本「さまのごとし」 さきの如し。 を、当代に復活したのであるという。 臣下もこれに続く。 の際には、 天皇は合図として箸を鳴らしてから、 但本儀にまかせて、 それは、 近頃では行なわれな かねの かひは

法である。 使う」などの言い回しと同様、 中の定位置とするのである。 な食事の作法として、 に物を食べることまでをも婉曲に表すことがある。ここは、 があった。 器に立て、それを使って物を食べる、といっているのである。 ·かねのかひはしをたつ」というのは、 器の内の手前と向こうに、 食事中は箸や匙を食器に立てる、ということ さらに、 箸を立てるということを以て、 あるいは左右に立てて、 今日の 天皇が、 「箸を付ける」 銀の箸・匙を食 その用 一箸を 食事 実際 正式

あり、『北山杪』には「天皇僚』御箸」。 幹至悟、笏下、箸一「重下」物論のこと、『西宮記』には「聞」 天皇御箸音」、臣下嘗」之」等とまた、このことが問われるようになったのは、ほぼ十二・三世紀をまた、このことが問われるようになったのは、ほぼ十二・三世紀を境として、それ以降のことと思われる。 間題になっていたとすれば、それは、臣下も含めてのことであろう。 『建武年中行事』は、専ら天皇作法について述べているのだが、 『建武年中行事』は、専ら天皇作法について述べているのだが、

あり、 については、 箸を鳴らすだけで本当に餛飩を食べるのではないとする一方、 上之銀御箸給。 馬節会次第』では、 題となっていないのである。十二世後半の藤原師長 るというだけである。『江家次第』も同様の書き方であるから、十 一世紀初めの頃までは、 御箸鳴後。 『北山抄』には「天皇撩||御箸||。群臣搢」笏下」箸」「重下|| 群臣食畢」とあって、ただ、天皇に続いて臣下が食事をす 〔食了立箸於飯。〕」とあり、 王卿先取箸。 「王卿聞御箸声。…取箸立餛飩食之。 〔謂之御箸下。 天皇については、 少なくとも、 立飯内方。 実不立御。〕」とあって、 実際に食べるか否は、 次取七立飯外方畢。 「主上以御扇令撥鳴在馬頭盤 箸。 匙を立てて餛飩や飯 [食了猶立箸。]」 『妙音院相国白 合図として 即取汁器 特に問

> 頃の方式、と明記する。 「先立」箸。〔不」建」というように、臣下は醌飩の器に箸を立て、さら不」及」食」之。」というように、臣下は醌飩の器に箸を立て、さらていない。ところが、十五世紀の一条兼良『三節会次第』になると、汁を食べるとしていて、特にそれが仕種だけのことであるとも述べ

たが、 た事柄が、 けである。 三世紀半ばの時点での見方として、節会で実際に物を食べることが 構わないだろう。 うに変化した、と読めるのである。 の活動によって、 いうこと。 の比」即ち十二世紀末には既に固定していた、との認識があったわ いつの頃からか行なわれなくなっており、そうした情況は、 復活しようと試みたという説話がある。『古今著聞集』の成った十 き事なり。ふるきにまかす」べしとして、 政九条兼実が、「近代、 飲食を必須と考えたいところだが、 してはあくまでも不明であって、 は実際に食べていたのだが、 見解が行なわれ、 いうこと。 確かに、 おそらく前代の儀式書等の記述を字義通りに解した有職たち この頃、 つまり、 十三世紀頃から、ことさらに注目されるようになったと 儀式書の記載を字義通りに解する限り、 そこまでである。 『古今著聞集』には、「建久の比」の話として、 実際に飲食をするのが故実に叶った方式であると ここでいえるのは、 これが説話となる程度に一般にも知られていた 節会での飲食は仕種のみとするのが通例であっ 節会なども上達部、 後には仕種だけを以てこれに代えるよ 節会本来の意義からすれば実際の 儀式であれば形だけでも 但し、 かつては問題とされなかっ 節会で物を食べる方式を 十二世紀以前の実態に関 物を食はぬ事いはれな か って の 一向に 節 「建久

『建武年中行事』に「本儀」というのも、天皇・臣下ともに実際

の滲む語調で、こう述べている。第、左右立楽の曲目を列挙した後に、後醍醐は、有職の天皇の自負ということもない過去の流儀であることも、確実である。奏楽の次儀」の概念が、故実の世界でいわれるところの、具体的にどの時代に食事をするやり方を指すことは、まず間違いなかろう。その「本

後醍醐が、「本儀にまかせて」節会の姿を改めたという時、それは、此事なし。当代ふるきにかへりておこされたるなり。臨時の勅によりて、この比各三曲もあり。大かた、ちかごろは

れない。 儀式の世界だけのこととしてであれば、 既成のものを改変する。 証するためなのだから。 故実の世界に伝統といい古風というのも、 でもなく、現在の節会の姿を映し出すものでしかない。 を駆使したものであろうと、過去のどの時代の儀式を再現するもの える家々のために存在するのであり、家々がそれを必要とするのは、 る〝いにしへ〟の姿を取り戻そうとした、というだけなのだ。 のではない。 節会本来の意義に鑑みて現在のあり方を正した、などといっている ものを正そうとする。 在ある作法を否定するのではなく、持ち伝えるものの正統性を保 作法の体系として綴られた節会次第は、それが如何に故実の知識 しかし、 伝統と正統を重んじる故実の世界の枠の中で、 国政を動かす方法としては、 そうしたやり方は、 漠然たる〝いにしへ〟のみを根拠に、 自らの視座を現在的価値に置いたままで、 通ずるものだったのかもし 所詮は、 あるいは、 通用すまい。 作法の体系を支 故実の世界、 なぜなら、 後醍醐 漠然た 目前

会の構造を完結させている。「宣命」は、天皇直々の詞を賜い、節の宴の後に「宣命」「賜禄」の次第を立てて、国家儀式としての節『内裏式』から『江家次第』に至るまで、前代の儀式書は、酒饌

そのことに気付いていただろうか。

ある。 化す。 の場合と、 作法が、参議の家の者にとっての晴れ舞台となる事情は、「内弁謝座 どのような意味をもつというのだろう。 上に帰る。 退いて揖し、 る。 げて前半を読み、 宣命の版位の南に立って、揖し笏を挿す。 に当たって「曲折の揖」をし、 における「宣命」の儀は、宣命使の役を務める参議のためのもので ついに次第として記されることさえない。また、『建武年中行事』 られた所作の連鎖のうちに、賜禄という行為もその意味も解消され の細かな手順きである。内弁作法・天皇作法として繊細に練り上げ 行為であったはずである。 に異位重行。宣命使は、軒廊から諸卿の後ろを経て、 き参会者の名を記した見参の文とを、 述されるのは、 成する全ての要素が、 応えとして、 な意味をもつ次第であった。 会の主催者たる天皇の存在を改めて臣下に確認させるという、 群臣再拝。 その次第は、およそ以下の通り。 『建武年中行事』 群臣も戻る。 全く同じである。 それ自体が、 参議の家の、 わずかに前進して右に巡り、 後半を読む。 「宣命」「賜禄」に先立って、宣命の文と禄を賜うべ 群臣に向けて拝聴を促す如く文を差し出してみせ 意味的な解釈を一切捨象した単なる に、 しかし、 宴を賜うことと同様の意味をもつ天皇の 相伝の作法を披露する場という以上の、 「賜禄」 ―このような〝形〟 群臣拝舞。この間に宣命使は文を巻き、 「賜禄」も、 西に折れて、 一の次第は立てられていない。 作法の体系の中では、 天皇の奏覧に供する、 内弁以下下殿、 天皇の詞を奉ずる宣命使の 臣下の元日拝礼に対する 往時と同様のコースで堂 宣命の文を開け、 未だ日中であれば練歩。 を以て表される「盲 日華門の北扉 左近陣の南 儀式を構 その際 差し上 詳

.中世国家儀式の姿がある。それは、古き〝形〟に執することで、確かにここには、古代国家の残影をいささかも引きずることのな

1

確実であろうと思う。 拠って立つ所もまた、家々の、故実の世界の内にあることは、ほぼかって立つ所もまた、家々の、故実の世界の内にあることは、ほぼた中世節会のあり方を再確認したのである。そして、後醍醐自身のものであろう。後醍醐は、『建武年中行事』を書くことで、そうし逆に古代国家の神話を破壊し、古代からの断絶を遂げた、といった

だろう。つまり、後醍醐の狙いは、ただ、天皇を〝職〟とする家の いう儀式書を編んだのか。儀式作法に通暁することによって、単に、 る天皇としての正統性を主張することにあったと考えられる。(③) 儀式作法の、全般的な掌握を意図したものであることは、 れを天皇作法の書と見ることには無理がある。これが、 天皇作法と公卿層の作法とは、 らすれば、あり得ぬことではない。但し、『建武年中行事』において、 天皇家の正統であろうとしたのだということも、 正統たらんとしたのではなく、〝職〟を統括し、 繰り返し問うてみる。 後醍醐は、 全く同等の比重で扱われており、こ 何を目的に 『建武年中行事』と 国家儀式を主催す 当時の時代情況 家職に伴う 動かない

場を崩すにも等しい荒技と思えてならぬのである。 かねぬ機構改革を断行すれば、いずれ、現-秩序の側から強烈なしっ 覚のままで、 再現するという故実の方法は、 するには有効であっても、 しきことを保証するためのものである。そうした方法的限界に無自 返しを喰らうだろうことは、 それが何程の力になるというのだろうか。、いにしへ、を今に 'かし、有職の天皇であることは、〝儀礼国家〟の長をアピール 故実の方法を国政に適用し、 現実の国家機構を改変しようという場合 目に見えている。 あくまでも、現在あるものの由緒正 現ー秩序の崩壊にも繋り それ は、 自らの足

たという。では、〝後の醍醐〟とは何か。彼は、〝延喜聖帝〟の、如(後醍醐は、その称号を遺勅により定め、また生前に自称してもい

ある。 とし、 れる。 して、 皇の像があったかどうか。また、内裏を再興し国家儀式を整備しよ はなかった。 となると、 時に、新政における律令体制再強化の意図をいうところまで敷衍さ げるのが、今日の一般的な理解の仕方であろう。こうした理解は、 ともに摂関をおかなかったことによる天皇親政と、 何なる事跡を襲おうとしたのか。、延喜・天暦の治、 在を破壊した先にも存在しようのない、゛いにしへ゛の国家を理想 しそうだとすれば、この天皇は、過去のどの時代にも実在せず、 として、『聖代』を今に再現しようと望んだのではなかろうか。 があったという、その昔の幻想である。後醍醐は、 あったのは、おそらく、『聖帝』の親政のもと、諸芸の花開く 天皇の占めるべき場所は用意されていたかどうか。後醍醐の脳裏に うとも志した。だが、その設計図に、『食す国知ろしめす』(⑥ した。だが、その範として、 問である。 定等に見られる令制儀式の整備という二点を当該期の特徴として挙 の美称が本来どのような意味で唱えられたものかという問題は別と しかし、後醍醐が 生涯、 後醍醐の施政との関係でこれを捉える場合には、 果たしてそれがどこまで具体的なものであったかは、 後醍醐の目指したものは、 その幻想の中に、 彼は、院・摂関・幕府の政治関与を排し、 ″延喜聖帝 ″ 令制に基づき百官を統べる古代的な天 絶対的君主として君臨し続けたので の治世を如何に解していたか 少なくとも律令国家の復活で "聖帝 『延喜式』 の実態や、 親政を志向 醍醐・村上 神話 の再来 一の制

泊

- (1) 『古今著聞集』巻第三、公事、第百話
- 代禄非||沙汰限|、少切布也、或以」紙為」代]とあり、この次第は、(2) 『江家次第』は「賜禄」の次第を立てている。だが、頭書には「近

早くから形骸化していたことがわかる。

- 3 どのように重なるものかは、さらに考える必要がある。 記収集は、「単なる「日記の家」の家長というレベルを超越」し、「「国 成の動きが進行したが、中でも、白河以下四代の院による諸家の日 おいても、日記や儀式作法書の父子相伝を重視する「日記の家」形 の支配に向うもの」であったろうという。「中世天皇の「家」につい 王」として、当時の貴族社会に形成しつつあった多数の「日記の家」 一九九一年)このような院の活動と後醍醐の儀式書編纂の意図とが て―― 「日記の家」の視点から――」(愛知学院大学『文学部紀要』 松薗斉氏によれば、十一世紀後半以降、諸家のみならず天皇家に
- $\frac{\widehat{4}}{}$ 天暦の政治」(『延喜天暦時代の研究』所収) 林陸朗氏「所謂「延喜天暦聖代説」の成立」、戸田秀典氏「延喜・
- 5 の中世国家』第三章第二節「建武新政」 の議政官会議の存立さえ否定するものであった。佐藤進一氏『日本 後醍醐の独裁的人事は、律令制官僚組織の最高に位置する太政官
- 6 ど出できて、中宮・春宮同御所ならば、さだめて行なはれなん。」と 「二宮大饗」には、「近頃はたえにたれば、其儀をしるさず。大内な 『太平記』巻十二「大内裏造営事が聖廟御事」。なお『建武年中行事』

*本文出典一覧

「内裏式」『西宮記』『北山抄』『江家次第』 『建武年中行事』『作法故実』『三節会次第』 以上、 -以上、『群書類従 『神道大系』

"江次第鈔』 – - 『続々群書類従』

『妙音院相国白馬節会次第』 – - 『続群書類従』

『養老令』 -『日本思想大系』

[日本書紀] 『日本古典文学大系』

「花鳥余情」 「続日本紀」 『源氏物語古註釈大成』 [新訂增補国史大系]

『古今著聞集』 『新潮日本古典集成

引用にあたって、『建武年中行事』については、和田英松註解・所功校訂『新 訂建武年中行事註解』により仮名遣い・文字遣い等を改め、『江次第鈔』『花 原則として旧漢字は新字体に改め、注記は〔〕内に一行書きとした。また、

鳥余情』については、私に句読点を加えた。